

令和 5 年度第 2 回

南国市農業委員会議事録

令和 5 年 5 月 8 日（水）

令和5年度第2回農業委員会議事録

日 時 令和5年5月8日（水） 午後1時30分～午後4時30分

場 所 南国市役所 5階 第3～5委員会室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第4条の規定による許可申請の件

（3）農地法第5条の規定による許可申請の件

（4）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（4）非農地証明願いの件

出席者（農業委員 17名）

会長 濱田 好典	第一副会長 池 正人	第二副会長 鈴木 郁馬	
1 番 金田 善充	2 番 山本 修平	5 番 高芝 澄生	6 番 末政 隆一
7 番 楠瀬 理枝	8 番 武市 忠雄	11 番 植野 永子	12 番 松岡 清
13 番 今井 まち	14 番 窪田 理佳	15 番 山本 桂	16 番 平田 修三
18 番 田岡 崇	19 番 森尾 晴代		

欠席者（農業委員 2名）

4 番 杉本 和繁	17 番 垣内 育男
-----------	------------

出席者（農地利用最適化推進委員 13名）

1 番 西本 良平	4 番 笥 和幸	5 番 和泉 依	7 番 利岡 邦彦
8 番 西岡 祐三	9 番 武市 憲雄	11 番 山北 泰司	12 番 北村 一弘
13 番 武内 俊暁	14 番 中村 和雅	15 番 岡田 廣志	16 番 橋詰 昌明
17 番 井上 丈夫			

欠席者（農地利用最適化推進委員 4名）

2 番 齋藤 喜美子	3 番 門田 俊一	6 番 門田 理博	10 番 北原 章吾
------------	-----------	-----------	------------

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 清岡 さゆり
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

16 番 平田 修三	18 番 田岡 崇
------------	-----------

会長	ただいまから第2回定例総会を始めます。議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和5年5月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数10件、申請受理面積、田 16,194.00 m²、畑 1,655.02 m²、計 17,849.02 m²。まず初めに受付番号15号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。説明の前に、議案書の備考欄の見方について説明をさせていただきます。今回から備考欄に営農計画書②の表記をしているものがありますが、これは農地法3条の申請書にこの4月から新たに添付することになった様式のことです。農地法の改正により、農地の下限面積要件が廃止になりましたが、このことを受けまして、南国市では、申請書の見直しを行いました。営農計画書②は譲受人が新規就農者や市外で農業をしているなど、経営農地が南国市にない場合に、別途提出していただくようにしており、耕作実施計画を具体的に立てているのかをみれる内容になっています。備考欄に営農計画書②が入っている議案は、新規就農者など、南国市で新たに農地を取得するケースということになります。 それでは、議案の説明に移ります。議案書5ページをご覧ください。受付番号15号を先に説明いたします。譲受人は73歳。申請地は、十市の畑6筆で、計 1089.02 m²、売買による所有権移転です。相手方の要望により、また自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、現在機械を所有しておりませんが、近くの実家に農機具一式があり、必要な時は借りることになっています。農作業歴はありませんが、実家が農家であるため、指導を受けながら耕作します。農作業には本人と子が従事します。取得後はスナップエンドウなどの野菜やしきみ、花などを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。15号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (田岡委員 入室)
清岡次長	事務局、残りの案件をお願いいたします。 議案書4ページをご覧ください。受付番号11号です。譲受人は65歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の田、2筆で計 56 m²、建設課の公衆用道路になっている土地との払い下げによる交換の所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターを所有していますが、田植えと刈り取りは作業委託をして

います。農作業歴は35年で、農作業には本人が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。11号については以上です。

受付番号12号です。譲受人は68歳。申請地は、堀ノ内、立田、十市の田、計8筆、7,935㎡、遺贈による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は3年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、堀ノ内では圃場整備計画が進行しており、事業完了後にはタマネギとサツマイモ、また十市ではこれまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。12号は以上です。

受付番号13号です。譲受人は81歳。申請地は、廿枝の田1014㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、現在機械を所有していませんが、トラクター、田植え機、コンバインなどをリースする予定とのことです。農作業歴は60年、市外で果樹栽培をしてきており、農作業には本人が従事します。取得後は、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。13号については以上です。

受付番号14号です。譲受人は45歳。申請地は、金地の田264㎡、贈与による所有権移転です。申請地は、譲受人の住宅の斜め向かいにあり、耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は以前から申請地を借りて耕作しており、トラクターなどを所有、農作業歴は30年です。農作業には本人と両親が従事しています。取得後は、これまで通りたまねぎ、大根などの野菜を植えるため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。14号については以上です。

受付番号16号です。譲受人は48歳。申請地は、国分の畑、315㎡、売買による所有権移転で、自宅に隣接しており耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、以前から申請地を借りて耕作しており、草刈り機、運搬機などを所有、農作業歴は4年です。農作業には本人と夫が従事しています。申請地にはサツマイモ、たまねぎなどの野菜が植えられており、取得後もこれまで同様に野菜を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。16号については以上です。

受付番号17号です。譲受人は35歳。申請地は、浜改田の畑、251㎡、売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。農作業歴はありませんので、現在、近所の農家から農作業についての指導を受けており、耕うん機などを所有しています。農作業には本人が従事します。取得後は、これまで同様に文旦、サツマイモなどを栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。17号については以上です。

議案書6ページになります。受付番号18号と19号は譲受人が同じため、まとめて

	説明します。譲受人は71歳。申請地は、18号が上末松と東崎の田、5筆計4332㎡、19号が前浜の田2筆で計1857㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は12年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。取得後はこれまで同様に、18号は水稻、19号は水稻と果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。なお、19号の申請地につきましては、現状は一部、非農地部分がありますが、全体としては農地であるとの判断をし、3条申請で受付をいたしました。18号と19号は以上です。 受付番号20号です。譲受人は42歳。申請地は、下末松の田2筆で、計736㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人と夫が従事しています。取得後は果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。20号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく願います。
会長	事務局より説明がありました。ご質問ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号です。農地法第4条権利移動許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年5月8日、南国市農業委員会、会長、瀨田好典。申請受理件数2件。申請受理面積、田251.99㎡、畑0㎡、計1251.99㎡。まず初めに受付番号1号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。
穂積主事	(田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。 議案第2号の説明をします。受付番号1号です。議案書は8ページ、別紙は2ページです。申請地は久枝の田、175㎡の内21.54㎡。既に墓地に転用されており、違法状態の是正のための申請です。申請人は平成31年3月頃に農地法の手続きを経ずに、申請地に墓地を建立しました。この度、適法化を図るために申請に至っております。始末書及び現地の写真を別紙4から5ページに載せてありますのでご覧ください。農地区分はいずれの農地区分にも該当しないその他2種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画については3ページです。配置は図の通りです。進入計画は公衆用道路を経由し申請地東側及び南東側に設置する進入路より進入。造成、整地計画については、盛土、切土等はなく整地のみで、表面は碎石敷きです。周囲の状況につきまし

	ては、北側申請人所有地、東側雑種地、南側同意のある農地、西側墓地となっており、現地確認でも周辺営農に支障はないものであると判断しております。最後に、他法令につきましては墓地の建立に伴い墓地埋葬法の申請を手続き中と聞いておりますが、現在申請には至っておりません。ですので、こちらの案件については他法令の許可見込みが立つことを条件に許可相当とすることも検討していただけたらと思います。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、墓地埋葬法の許可見込みが立つことを条件とし許可相当ということで、農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 事務局残りの説明をお願いします。
穂積主事	続きまして2号です。別紙は6ページです。申請地は岡豊町笠ノ川の田 372 m²の内 230.45 m²、個人住宅への転用です。申請人は現在高知市の賃貸住宅で生活しておりますが、現住居が手狭になってきたため、実家の近くにある自己所有農地を選定したとのことです。農地区分はいずれの農地区分にも該当しないその他2種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙7ページです。配置は図の通りです。進入は西側の道路から。造成整地計画については、約65cm嵩上げ、土のまま整地のみ行います。排水については、雨水は集水桝を通して西側市道側溝に排水。汚水は浄化槽を経由して雨水同様西側市道側溝に排水する計画で、市の排水同意手続き中、地元から排水に問題ない旨を確認しております。周辺の状況については、申請人所有地及び市道となっており、周辺営農に支障はないものであると判断しています。他法令については、開発許可の手続き中で分家住宅の要件で許可見込みがあることを確認しています。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第3号、まず初めに受付番号6号は取り下げとなりました。農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年5月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数3件。申請受理面積、田 833.82 m²、畑 0 m²、計 833.82 m²。まず初めに2022年度受付の61号は田岡委員が代理申

穂積主事	請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。 2022年度受付の61号です。議案書は10ページ、別紙は8ページです。申請地は下野田の田 313 m²。所有権の移転により神社の駐車場への転用です。こちらの案件については申請時点で既に転用されており、申請地に加えて隣の申請地外の農地にも誤って碎石を敷いている状態でしたので、申請地外の部分については原状回復をするよう指導を行いました。その後、事務局、地元の委員等で現地確認を行い、原状回復が完了している旨を確認しております。始末書及び、現地の写真を別紙12から13ページに載せてありますのでご一読ください。農地区分はごめん町駅から概ね500メートル以内にある農地のため、第2種農地に該当し立地基準を満たすと考えます。土地利用計画について、別紙9ページです。配置は図の通りです。進入は南側市道から。造成整地計画については、盛土などはせず砂利敷きをします。排水については、自然浸透です。周囲の状況については、北側同意のある農地、東側公衆用道路、南側農道水路を挟み神社、西側同意の貰えていない田です。西側農地については被害防除計画書の提出がありますので、別紙10から11ページをご覧ください。申請人によりますと、対象地の登記簿上の住所に手紙を送り連絡を取ろうとするも、あて先不明で返送されるため連絡が取れないとのことです。現地確認にて、日照、通風に影響はなく、周辺営農に支障はないと判断しております。61号は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 事務局残りの説明をお願いします。
穂積主事	続きまして2023年度受付の4号です。別紙は14ページです。申請地は岡豊町定林寺の田 324 m²、使用貸借権を設定し個人住宅への転用です。申請地の選定理由は、分家住宅の要件をみたすことと近くに住む祖父母との相互扶助の為とのことです。農地区分は、農地区分はいずれの農地区分にも該当しないその他2種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙15ページです。配置は図の通りです。進入は東側の市道から。造成整地計画については、嵩上げ等はせず、土のまま整地のみ行います。排水については、雨水は集水桝を通して北側市道側溝に排水。汚水は浄化槽を経由して雨水同様北側市道側溝に排水する計画で、市の排水同意手続き中、地元から排水に問題ない旨を確認しております。周囲の状況については、申請人所有地及び市道となっており、周辺営農に支障はないものであると判断しています。他法令につ

	いては、開発許可の手続き中で分家住宅の要件で許可見込みがあることを確認しています。4号案件は以上です。 続きまして受付番号5号です。別紙は16ページです。申請地は岡豊町笠ノ川の田688㎡の内196.82㎡、使用貸借権を設定し個人住宅への転用です。申請地の選定理由は、現住居が手狭になってきたことと近くにある実家との相互扶助の為とのこと。農地区分は、農地区分はいずれの農地区分にも該当しないその他2種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙17ページです。配置は図の通りです。進入は北側の市道から。造成整地計画については、嵩上げ等はせず、土のまま整地のみ行います。排水については、雨水は集水桝を通して東側水路に排水。汚水は浄化槽を経由して雨水同様東側水路に排水する計画で、市の排水同意手続き中、地元から排水に問題ない旨を確認しております。周辺の状況については、北側公衆用道路、東側公衆用道路、南側雑種地、西側申請人所有地で、現地確認にて周辺営農に支障はないものであると判断しています。他法令については、開発許可の手続き中で許可見込みがあることを確認、進入及び排水に伴う占用許可の手続き中で許可見込みがあることを確認しています。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和5年5月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第4号農用地利用集積計画について説明します。議案書は11ページからになります。農地中間管理事業の一括方式になります。 26号です。借人は39歳。申請地は、小籠の田で、10年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。 27号、28号、29号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、45歳。申請地は、物部の田畑で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 30号です。借人は、48歳。申請地は、堀ノ内の田で、5年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。農地中間管理事業については以上です。 31号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、植田の田で、9年11ヶ月の賃貸借権を設定して、シシトウを作るというものです。賃料は、令和5年5月から令和6年3月までは年46,800円で、令和6年4月からは年52,000円を振込するというものです。

32号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、伊達野の田で、5年の賃貸借権を設定して、ショウガを作るというものです。賃料は、10aあたり50,000円を現金で支払うというものです。

33号です。借人は、70歳。申請地は、片山の田で、5年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、1筆で5,000円を振込するというものです。

34号です。借人は、47歳。申請地は、陣山の田で、3年の賃貸借権を設定して、青ネギを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。

35号です。借人は、50歳。申請地は、三島の田で、3年の賃貸借権を設定して、青ネギを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。

36号です。借人は、23歳。申請地は、陣山の田で、2年の賃貸借権を設定して、ジャガイモ、花を作るというものです。賃料は、1筆で19,000円を現金で支払うというものです。

37号です。借人は74歳。申請地は、明見の田で、9年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、4筆で米120kgを物納するというものです。

38号と39号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は40歳。申請地は、上末松の田で、15年の賃貸借権を設定して、きゅうりを作るというものです。賃料は、2筆で米300kg相当の金額を現金で支払うというものです。

40号です。借人は52歳。申請地は、廿枝の田で、3年の賃貸借権を更新して、野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり9,000円を振込するというものです。

41号です。借人は、63歳。申請地は、立田の田で、3年の賃貸借権を更新して、ブロッコリーなどの野菜を作るというものです。賃料は、5筆で30,000円を振込するというものです。

42号です。借人は70歳。申請地は、片山の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米120kgを物納するというものです。

43号です。借人は58歳。申請地は、福船と金地の田で、10年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米120kgを物納するというものです。

44号です。借人は45歳。申請地は、西山の田で、10年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、4筆で米180kgを物納するというものです。

45号、46号、47号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は76歳。申請地は、堀ノ内と包末の田で、10年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。以上ご審議お願いします。

会長

事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。（質問・意見なし）

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

	（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了しました。議案外についてはお目通し願います。 （午後４時３０分終了）
--	---

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年6月8日

会 長 榎田 好典

議事録署名委員 本田 修三

議事録署名委員 田岡 崇